

令和8年度 耐震化促進事業のご案内

「耐震シェルター・防災ベッド整備費補助事業」



地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅に「耐震シェルター」や「防災ベッド」を整備される方に、その費用の一部を補助します。



補助の主な条件

(1) 耐震シェルターまたは防災ベッドを設置する木造住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅）

次の①～⑥のすべてに該当する木造住宅の所有者が対象となります。

- ① 多治見市内に存するものであること。
- ② 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された木造住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅）。
※延べ床面積の1/2以上の部分が居住の用に供されている住宅に限る。
- ③ 市の行う木造住宅耐震診断を受け、その結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。
- ④ 過去に耐震改修工事や耐震シェルター等の設置に係る市の補助金の交付を受けていないもの。
- ⑤ 現在、居住の用に供するもの。
(ただし、耐震シェルター等設置後に居住することが確実なものについて、補助対象とすることが可能。)
- ⑥ 借家の場合は、耐震シェルター等を設置することについて入居者の同意が得られたもの。

(2) 対象となる耐震シェルターまたは防災ベッド

次の①～③のすべてに該当する耐震シェルターまたは防災ベッドが対象となります。

- ① 市長が認めた耐震シェルターまたは防災ベッドであること。
- ② 1階部分（市長が1階に相当すると認める部分を含む。）に設置するものに限る。
- ③ 1戸あたり、1基までに限る。

補助金の額

補助金の額は、①又は②のいずれか少ない額とします。

- ① 補助対象経費の2/3に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）
- ② 30万円

※ 補助対象経費：耐震シェルター・防災ベッドの設置に要する費用
(本体購入費、運搬費、床補強等の附帯工事を含む。ただし、消費税及び地方消費税を除く。)

- 申込期限：令和8年11月30日(月)まで（令和9年1月29日(金)までに事業が完了するものに限る）
ただし、予算が無くなり次第、受付は終了させていただきます。

上記以外にも詳細な条件等がございますので、詳しくは下記の間合せ先までお問い合わせください。

申込み先・問合せ先

多治見市役所(本庁舎) 3階 都市計画部 開発指導課 窓口
電話：(0572) 22-1336 (ダイヤルイン) 建築指導グループ 磯部、山田
ホームページ：http://www.city.tajimi.lg.jp/ ページ番号：1010196

